



令和6年度保育所入所について(R6年5月～R7年3月入所) (子ども・子育て支援法第19条2号認定／3号認定)

この案内は港南区にお住まいの方が保育所等の入所を希望する場合、または市外にお住まいの方が港南区の保育所等の入所を希望する場合の保育所等利用申請の案内（港南区版）です。

申請の際には、令和6年度横浜市保育所等利用案内（以下、「利用案内」）で、利用できる条件、必要な書類等を必ずご確認ください。

1. 申請方法

- ◆ 保育所等の利用を希望する方は、必要書類をそろえて（利用案内P16～19）、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ申請してください。
- ◆ 利用を希望する月により申請期間が異なります。年度途中（R6年5月～R7年3月）に入所を希望する場合は、利用を希望する前月の10日が申請書提出の締め切りです。（但し、10日が土・日・祝日の場合は締め切りが前倒しとなります。詳細は利用案内P13をご確認ください。）
- ◆ 郵送の場合は締切日必着で下記送付先へご提出ください。

【送付先】

〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号 港南区役所こども家庭支援課
保育担当 宛



2. 申請内容の変更

- ◆ 申請は年度内（R7年3月入所まで）有効です。利用申請を取り下げされる場合は、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を必ずご提出ください。
- ◆ 申請後に家庭の状況や保育を必要とする状況、利用希望保育所等、申請内容に変更があった場合は手続きが必要です。
（手続き例）
 - ・ 希望園や希望園順の変更→「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出
 - ・ 就労状況、就労先に変更がある場合→「就労証明書」を提出（認定状況に変更がある場合はあわせて認定変更申請書を提出）
 - ・ 横浜保育室や認可外保育室等の利用を開始した場合→「在園(利用)証明書」を提出

3. 申請時の注意点

◆ できるだけ多くの通える施設を希望してください。

- ・できるだけ多くの通える施設を記入していただくことが、入所の可能性を上げるためには重要です。
 - ・希望施設数は、いくつ記入しても構いません。11ヶ所以上希望施設、事業がある場合は【利用希望施設・事業】別紙もしくは任意でご用意いただいた様式を使用してください。他区の園も記入いただけます。
 - ・2歳児クラスまでの園（小規模保育事業等※）も選択肢に入れると、入所できる可能性が広がります。
- ※本冊子の5ページ、令和6年度横浜市保育所等利用案内5ページもあわせてご覧ください。

◆ 希望施設は、預けたい順にご記入ください。

- ・入りやすそうな施設を上順にする必要はありません。
(調整の際、希望順位はランク判定等に影響しません。)
- ・受入可能数に空きがなくても申請できます。転園等で空きが出た場合に入所できる場合があります。

◆ いまいちど地図をよく見て、通うことができる保育園をご検討ください。

- ・例1) お住まいが上大岡 → 港南中央駅周辺は？ 南区や磯子区は？
- ・例2) お住まいが日野 → 港南中央駅周辺は？
- ・例3) お住まいが芹が谷 → 東戸塚駅周辺は？ 南区は？
- ・例4) お住まいが笹下 → 磯子区は？



◆ 利用を希望する施設の見学、場所等の確認をしてください。

- ・見学希望の方は、施設に直接お問い合わせください。

◆ 0歳児クラスの利用申請について

- ・0歳児クラスを実施していない保育所等や受入開始月齢を指定している保育所等もあります。希望施設は、お子さんの月齢に応じた施設をご記入ください。
- ・詳細は令和6年度港南区保育所等一覧の各施設の保育年齢をご確認ください。

◆ お子さんに障害がある、発達に心配がある場合など特別な支援が必要な場合(※)

- ・こども家庭支援課の障害児保育担当(Tel: 045-847-8457)で、必ず事前相談をしてください(予約制)。
- 相談後、申請書類の提出は窓口又は郵送(必着)でお願いします。なお、希望施設・事業欄には、事前に面談した保育所等のみを記入してください。

※・障害手帳：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている(申請中も含む)。

- ・発達に心配がある：地域療育センターに相談している(予定も含む)。診断が出ている等
- ・保育所等の利用申請後に上記に当てはまる状況になった場合も、障害児保育担当(Tel: 045-847-8457)に必ずご連絡ください。
- ・お子さんに医療的ケアが必要な場合は、こども家庭支援課保育担当(Tel: 045-847-8498)にご連絡ください。事前相談日を調整します。相談時には「医療的ケア児事前相談票」「医療的ケア児童状況書」などを準備のうえご持参をお願いします

◆ 就労証明書は、提出前にご自分でよくご確認ください。

勤務先に就労証明書の記入を依頼していただき、記載された証明書をご提出ください。また、その証明内容について、下記注意点等について、ご確認ください。

・ 育児短時間勤務を取得中の場合は、No. 6 取得前の就労時間と、No. 12 変更後の就労時間の2つを記載してください。利用調整は、No. 6 の取得前の契約上の就労日数および就労時間で判定します。

・ 育児休業中に申請をする場合は、就労証明書の「No. 11 復職（予定）年月日」において利用開始希望日の翌月1日までに復職する旨の記載がない場合は就労ランクでの審査ができません。

※5月1日利用開始の場合は利用開始月である5月の末日までに育児休業を終了して6月1日までに復職していただく必要があります。

・ 契約上の就労日数・時間を増やす、または減らす予定がある場合は、以下の3点について備考欄No. 14に記載してください。

(1) 就労日数・時間等を増やす、または減らす時期

(2) 増やす、または減らす場合の1週あたり、または1か月あたりの就労日数

(3) 増やす、または減らす場合の1日あたりと、1か月あたりの就労時間

・ 基準改正に伴い、令和6年4月入所以降の保育所等利用申請にあたっては、利用調整において就労実績は使用しません。No. 7 就労実績欄は記載不要となります。

・ 提出いただいた書類は返却できません。提出前にご自身でコピーを取っておくことをお勧めします。

下記横浜市ホームページを必ずご確認ください。作成を依頼する就労先にもご確認くださいようにお伝えください。「横浜市へ提出する就労証明書について（令和6年度）」

<URL> <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shurouhoumeisho.html>



◆ 育児休業の延長については、育児休業給付金のことも含め、職場に早めにご確認ください。

・ 育児休業給付金の申請のために、保育所の保留通知（横浜市では「施設・事業利用調整結果(保留)通知書」、または「施設・事業利用調整結果(保留)証明書」）が必要になる場合があります。

・ 保留通知をご希望の場合は、申請書B票の最下部「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」にチェックを入れてください。利用調整の優先順位が下がります。ただし、入所保留を100%保証するものではなく、入所を待っている方が他にいない場合は利用決定となります。この場合、入所を辞退することはできませんが保留通知は発行できません。

◆ きょうだいで同時にお申し込みをされる場合

・ 申込書はそれぞれのお子さんの分を記入してください。就労証明書等については、きょうだいの中で一番クラス年齢の低いお子さんに原本をつけ、それ以外のお子さんにはコピーのご提出でも構いません。

◆ 本人又はきょうだいが過去に保育所等利用申請をされ給付認定をお持ちの場合

- ・きょうだい児がいる場合は、同じ保護者で申請してください。
- ・すでに本人又はきょうだい児が保育所等利用申請をされ、子ども・子育て支援法における子どものための教育・保育給付認定を受けている場合はすでに認定を受けている保護者で申請してください。
- ・給付認定保護者を変更する場合は、変更前の給付認定保護者の同意が必要になるなど、通常の認定変更とは異なる手続きが必要です。

◆ 港南区在住で市外の保育所等を希望する場合

- ・あらかじめ希望する保育所等のある市区町村に「締切日」「提出書類（市区町村で独自に定めている提出物もあります。）」「その他注意すべき点（最新の課税証明書が必要か。転居予定なら、転居先と入居予定日がわかる書類（物件の建築請負契約書、賃貸借契約書等）が必要か）」等を確認してください。
- ・希望する保育所等のある市区町村の締切日の 10 日前までに、港南区役所こども家庭支援課の窓口で申請してください。不備書類等があった場合に、締切日までに提出が必要な場合があります。確認に期間を要するため、申請書類は余裕を持ってご提出ください。

◆ 市外在住で港南区の保育所等を希望する場合

- ・提出方法等については、お住まいの市区町村の担当課へご確認ください。
- ・横浜市の締切日までに十分余裕をもって、ご提出ください。不備書類等があった場合にも、お住まいの市区町村をとおして、横浜市の締切日までに提出が必要です。確認に期間を要するため、申請書類は余裕を持ってご提出ください。
- ・可能な限り横浜市の所定の申請書をご利用いただくとともに、課税証明書をご用意ください（利用案内 P18 参照）。横浜市内に転居予定であれば、転居先と入居予定日がわかる書類（物件の建築請負契約書、賃貸借契約書など）もご用意ください。

認定こども園について

◆ 入園料等について

- ・認定こども園は、すべての認定区分（1号、2号、3号）において利用料（保育料）とは別に、入園料などの特定負担額を各園で設定する場合があります。
- ・3歳未満で入園の場合、入園後認定区分が3号から2号になる際にも、特定負担額等を各園で設定する場合があります。
- ・利用を希望する際は、園にあらかじめ十分にご確認の上、お申し込みください。



利用申請に関してよくある質問（Q&A）〔港南区版〕

※令和6年度横浜市保育所等利用案内のQ&Aとあわせてご覧ください。

◆ Q1. 結果が保留になったら、どうしたらいいですか？

A. 認可外保育施設や幼稚園預かり保育などの利用をご検討ください。これらは、各施設に直接申し込みをします。また、区役所には、専門相談員「保育・教育コンシェルジュ」がおり、ご家庭にあった保育サービスをご案内します。

- 保育所等の空き状況、横浜保育室、幼稚園などの情報が欲しい
- 保育所等に入れず困っています
- 保育所等の生活はどういう感じ？

こんなときは区役所の「保育・教育コンシェルジュ」にご相談下さい！

ご相談の場合は、事前にWEBで来庁の日時をご予約ください。

TEL：045-847-8318（相談時間：9：00～16：00）

※なお、保育園の種類から、申請の方法・スケジュール等保育園の申請のポイントを簡単に説明した動画も掲載されていますので、あわせてご確認ください。



◆ Q2. 小規模保育や認可外保育施設等に入所していると、認可保育所へ入りにくいのですか？

A. いいえ、違います。上記のような保育施設に入所している場合、利用調整の調整指数が加点されるので、認可保育所に入りやすくなります。ただし、基準日に在籍していることなど、注意すべき点があります。詳しくは、令和6年度利用案内でご確認ください。

- ・横浜保育室、小規模保育事業、家庭的保育事業、認可乳児保育所、年度限定保育事業等の利用者
指数：+1 ※卒園児の場合は、ランク：1ランクアップ、指数：+5
- ・認可外保育施設を有償で月64時間以上の利用（一時保育を含む複数施設の併用での利用も可） 指数：+3

◆ Q3. 仕事をしていない（求職中の）場合、認可保育所へ入れないのですか？

A. 求職中でも申込みはできます。ただし、利用調整の優先順位ランクが低い場合、入所できない可能性が高くなります。認可外保育施設への入所や一時保育などの活用もご検討ください。

◆ **Q4. 小規模保育事業、認可乳児保育所は2歳児クラスまでしかありませんが、**

3歳児以降の預け先はどうなりますか？

- A. 全ての小規模保育事業と一部の認可乳児保育所は卒園児の進級先として、認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定しています。連携受入枠より進級希望者が多いときには進級希望者の中で利用調整等選考を行います。また、連携施設に進級せず他の保育所等を申請する場合には、ランクを1つ引き上げ、調整指数に5を付加して利用調整を行うなどの優遇措置を設けています。

なお、保育所等の申請をせずに3歳児（年少クラス）から認定こども園（教育利用）や幼稚園に入園し、そこでの預かり保育を利用するという選択肢もあります。（ただし、預かり保育の実施状況は園によって異なりますので各園に確認してください。）

◆ **Q5. 港南区以外の保育施設・事業も申し込めますか？**

- A. 申し込みできます。園の詳細については、恐れ入りますが、所在する区役所もしくは直接、各保育施設・事業にお問い合わせください。

◆ **Q6. 引越し予定の場合はどこの区役所に申し込んだらよいですか？**

- A. 申込時点での居住区に申し込んでください。

なお、お引越しのご予定がある方は、申請書[A]の住所欄の余白に、①引越予定時期と、②引越先住所も併せてご記入ください。

お引越し手続き（住民異動届出）時には、新しい居住区のこども家庭支援課 保育担当に認定変更申請書をご提出ください。

◆ **Q7. 港南区以外の保育施設・事業も申し込めますか？**

- A. 申し込みできます。園の詳細については、恐れ入りますが、所在する区役所もしくは直接、各保育施設・事業にお問い合わせください。

***保育所入所申請等についてのホームページは下記のとおりです。**

横浜市ホームページ「令和6年度に保育所等の利用を希望する方へ」

(検索の場合は、「横浜市 保育所入所」で検索)

令和6年度 横浜市保育所等利用案内や申請に必要な書類のダウンロードはこちら。



港南区ホームページ「港南区 保育サービスの紹介・保育所等の利用申請」

(検索の場合は、「港南区 保育所入所」で検索)

港南区の保育サービスの紹介、保育所等受入可能数、保育・教育コンシェルジュへのご相談等について案内しています。



横浜市ホームページ「各地域型保育事業の連携先一覧(卒園後の進級先)について」

(検索の場合は、「横浜市 小規模連携先」で検索)

横浜市内の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域枠))の連携先一覧(PDF)がご覧になれます。なお、連携施設は変更される場合があるため、各施設(小規模保育事業)又は区役所こども家庭支援課に確認してください。



横浜市ホームページ「保育所等における医療的ケア児の受け入れ推進について」

(検索の場合は、「横浜市 保育所 医療的ケア児」で検索)

保育所等における医療的ケア児受け入れ推進ガイドライン等について案内しています。



※ 土曜保育について

- ◆ **つばさ保育園本園(2歳~5歳)**
分園での実施となります。
- ◆ **Poco a Poco 保育園**
COSMOS保育園での実施となります。
- ◆ **キッズアミ**
認定こども園ムロノキッズ室の木幼稚園・プリスクール室の木での実施となります。
- ◆ **ちゅーりっぷキッズ、ちゅーりっぷハウス**
上大岡ちゅーりっぷ保育園(企業主導型保育施設)での実施となります。



問合せ 港南区役所こども家庭支援課

TEL : 045-847-8498

FAX : 045-842-0813